

石垣市長 殿

白保リゾートホテル問題連絡協議会  
会長 新里昌央  
渉外担当 柳田 090-3139-6088

## 要望書

(仮称) 石垣島白保ホテルプロジェクトに関して、汚水排水計画が石垣市風景計画に違反し、石垣市自然環境保全条例において適切とは認められないことの確認を要望します。

私たちは、株式会社石垣島白保ホテル&リゾート（以下、開発事業者といたします。）が計画しているホテル建設計画「(仮称) 石垣島白保ホテルプロジェクト」(以下、同プロジェクトといたします。)について、平成 29 年 5 月 15 日、16 日、23 日および 7 月 12 日に市に対して要望書で問題点を挙げ、周辺の自然環境が適切に保全されなくなる恐れを、具体的な数値や専門家の見解をもって指摘しました。また、16 日付の要望書では、同プロジェクトが石垣市風景計画にも違反することを指摘しました。

石垣市自然環境保全条例第 18 条第 1 項においては、開発行為の届出があった場合、その届出に市長が同意するかどうかについては「開発行為等が適切であると認めるときは、同意する」と書かれている通り、市長による「適切」かどうかの判断にゆだねられています。

しかし、要望書における問題点の列挙や自然環境の保全に支障をきたす恐れへの指摘が解決されないままでは「適切」と認めるに足る十分な根拠があるとは言えず、市は、条例第 3 条にある通り、「自然環境の適切な保全が図られるよう、この条例の趣旨の徹底を図り、かつ適切な施策の遂行に努める」ことが求められます。

つきましては、新たに指摘する以下の点を踏まえ、明示的な基準だけにとらわれず、法令の趣旨目的に則り審議していただいたうえで、同プロジェクトが市風景計画に違反し、条例上、適切であるとは認められないことの確認を要望します。

### 1. 同プロジェクトの汚水排水の地下浸透処理は、自然環境、生態系などへの影響がないと言えるか。

同プロジェクトの汚水排水の基準は、浄化槽法に基づき、その他の法令も併せて定められた基準にもとづいていますが、そもそも浄化槽法自体が、地域の特性や水域の状態に合わせて、基準を変える必要があることを前提としています。(浄化槽法 第四条 第 6 項 都道府県は、地域の特性、水域の状態等により、前項の技術上の基準のみによっては生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止し難いと認めるときは、条例で、同項の技術上の基準について特別の定めをすることができる。) 沖縄県は残念ながら、この海域に限った水質基準を定めるに至っていないので、同プロジェクトの汚水排水は、浄化槽法上の問題はありますが、しかし、浄化槽法上の水質基準をクリアしているからといって、自然環境、生態系などへの影響が無いわけではない、ことを法は示しています。つまり、浄化槽法上の基準を下回る汚水排水計画に対して、市が地域の特性を考慮して自然環境、生態系などへの悪影響を認めることは、法の趣旨に反しないといえます。

また、平成 29 年 5 月 15 日付で私たちが提出した要望書にある通り、石垣市風景計画によると、同プロジェクトが計画されている地域は、開発行為に対する方針が「汚水は、開発地域内の終末処理施設等によって、自然環境、生態系などへの影響が無いレベルまで浄化することとし」となっていて、汚水の水質基準について、具体的に「〇〇法上の基準を準用する」など明示的に示されていないことから、風景計画において汚水による自然環境や生態系への影響を、浄化槽法上の基準だけでなく、他の公的な機関の示した基準をもとに判断することも妨げていません。

私たちは、独立行政法人国際協力機構が発行した全世界「サンゴ礁の環境配慮ハンドブック」作成調査 ファイナルレポート（\*添付資料 1 以下ファイナルレポートといたします。）から、サンゴ礁の生育が良好な海域における水質は、最大値でも全窒素で 0.06 mg/l、全リンで 0.007 mg/l となっていると、明示しました。開発事業者の汚水・排水の水質は、全窒素 10 mg/l、全リン 0.5 mg/l で、まさに桁外れに高い濃度で、それが毎日 300 t 近く、地下浸透により排出される計画です。この数値は明らかに周辺の自然環境、生態系などに汚水・排水の影響が懸念されるレベルであり、専門家の指摘も同日の要望書に添付した通りです。

具体的な影響として、サンゴ礁海域の生態系は貧栄養環境で成り立っているところ、地下浸透によって汚

水が海底に浸出する海域は、富栄養化によりアマモなどの海藻類が繁茂することが予想されます。アマモなどが繁茂すること自体、生態系への大きな影響といえますが、アマモなどの海藻類とサンゴは生育が競争関係にあるため、海藻類が優占すれば当然サンゴの生育は阻害されることとなります。

(※添付資料2 水産庁 「サンゴ礁の危機」より抜粋)

以上のように科学的な数値を基にした懸念に対して、もし「同プロジェクトの污水排水は前面のサンゴ礁保護海域に影響が無い」と判断するならば、事業者又は市によってその根拠が示されなければなりません。

## 2. 同プロジェクトは、環境基本法による環境基準と比較しても環境悪化が懸念される。市は調査をすることなく同プロジェクトの污水排水を適切と認められるのか。

前述のファイナルレポートでも言及されていますが、環境基本法に基づく環境基準(添付資料3 生活環境の保全に関する環境基準(海域))では、「別表2 2海域 イ」で全窒素 0.2mg/L、全リン 0.02mg/Lが望ましい基準とされていますが、それと比べても同プロジェクトの污水排水の水質は、基準を大きく上回っています。この基準は、望ましい基準ですから、ファイナルレポートでも「沖縄での調査結果によると、T-N やT-P については、これら基準比より低い濃度でサンゴは影響を受けており(Figure 2-10参照)、サンゴ礁を保全していくためにはより厳しい水質基準が必要であることが指摘されている」と警鐘を鳴らしており、自然環境、生態系の保全の観点からは、環境基本法に定める環境基準でさえ十分でないことがわかります。

計画地の前面海域は国立公園であり、石垣市の貴重な観光財産である世界最大のアオサンゴ群落があります。開発行為基本計画審査申請書には、事業者自身も污水排水の影響について不確実な要素もあると自ら認め、対策として観測井を設けるとしています。開発事業者自身が污水排水の影響が無いとはいえないにもかかわらず、市は、同プロジェクトの污水排水が、風景計画に言う「自然環境、生態系などへの影響が無いレベル」であるという認めることができるのでしょうか。

## 3. 悪影響が懸念されるにもかかわらず、検証も無しに開発行為が適切か否かを判断することは許されない。

污水排水の悪影響を検証するための方法を例に挙げるとすれば、地下浸透の方法から始まり、国立公園に面して約2.5kmにわたる計画地の地下浸透率、海域への污水排水の滲出ルートや範囲及び量の解析、その結果求められる希釈率、また窒素やリンなどの栄養塩によるアマモなどの海藻類への影響と周辺サンゴとの競争環境への影響、海流や潮の干満による拡散と滞留による栄養塩濃度の変化。そして、毎日継続して排出されることによる栄養塩の蓄積などを周辺海域沿岸一帯で調査し、海域のサンゴ礁生態系への具体的な影響について検証する必要があります。そして、石垣市自然環境保全条例は第1条(目的)で自然環境の保全を将来にわたる視点でとらえていることから、同プロジェクトが開業後長年の営業を続けて污水排水を流し続けても「自然環境、生態系などへの影響が無い」という検証結果を、市条例第18条第1項の同意の前提とすることが、市の責務であると考えます。その検証を開発業者が行うのか、市が行うのかは私たちが決めることではないことなので、言及はいたしません。同プロジェクトが条例上適切であると認められるためには、徹底した検証が必要であると考えます。

## 4. 市長の判断の公平性、中立性を市民は注目しています。

周辺環境の観光面での重要性、自然環境としての保全の必要性、損なわれると回復が著しく困難になる特性、いったん始められると原状回復はほぼ困難になる開発行為の性質を踏まえ、同プロジェクトの開発基本計画が、住民から具体的な数値をもって市の風景計画における違反の可能性が示されている以上、環境影響についての懸念を払しょくする検証がなされないまま、「開発行為が適切である」と認めて同意することがあれば、石垣市は公平性・中立性を欠いているといわざるを得ず、事業者を優位にする判断を市民から厳しく批判されることは想像に難くないといえます。なぜなら、1. で示した通り、事業者が計画している污水排水の基準は、「自然環境、生態系などへの影響」を判断する指標としては不十分であり、法の趣旨からも外れること、さらに、石垣市の方向性を示す石垣市第4次総合計画の第1章②(イ)河川・海域の保全における基本方針には、「平久保半島周辺や白保周辺海域に代表される優れた自然環境を保護及び利用促進

し、将来的には世界遺産への登録を目指して取り組んでまいります」と明記されています。白保のサンゴに影響を及ぼす開発を許すことは、市が掲げる方針にも反し、まさに行政の言行不一致となるからです。

また、アオサンゴは、2008年、国際自然保護連合（IUCN）とコンサベーション・インターナショナル（CI）の合同調査による「世界海洋生物種アセスメント」において、IUCNレッドデータブック（RDB）「絶滅危惧II類（VU）」に値すると評価されており、世界的に絶滅が危ぶまれているサンゴでもあります。この世界的に貴重なサンゴを保全することは、地球市民としての責務であり、市がアオサンゴへの影響を考慮しない開発計画を許すことは、世界的に信用を失う結果にもなりかねません。

## 5. 同プロジェクトの汚水排水計画が石垣市風景計画に違反していると確認したことは適宜表明することが市の責務

沖縄県県土保全条例施行規則第3条の3では、開発許可申請に対して、県知事が市町村の長の意見を求めることが定められています。同プロジェクトが石垣市風景計画に違反していると確認した場合、違反している事実と、結果として石垣市自然環境保全条例にも反することを、市長が県知事に意見として述べることは市の責務であると考えます。

以上

添付資料

1. 全世界「サンゴ礁の環境配慮ハンドブック」作成調査 ファイナルレポートより抜粋
2. 水産庁 「サンゴ礁の危機」より抜粋
3. 環境省 生活環境の保全に関する環境基準（海域）  
原典【水質汚濁に係る環境基準について】<https://www.env.go.jp/hourei/add/e018.pdf>